

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和6年2月26日

担 当	東京労働局労働基準部	
	安全課長	伊藤 聖
	主任安全専門官	大木 訓
	電 話	03 (3512) 1615

## 特定自主検査業者に対する登録取消し命令の行政処分について

東京労働局（局長 美濃芳郎）は、令和6年2月26日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である長岡技研株式会社（代表取締役 鈴木素裕）の特定自主検査業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり東京労働局長の検査業者の登録を取り消す処分を行った。

### 記

- 行政処分対象者  
名 称 長岡技研株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 鈴木素裕  
所 在 地 東京都大田区東矢口3丁目25番3号  
登 録 番 号 東第276号  
特定自主検査を行うことができる機械等の種類  
車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）  
車両系建設機械（締固め用）
- 処分の内容  
東京労働局長の検査業者の登録取消し
- 処分を行った日  
令和6年2月26日
- 根拠となる法令条項  
労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
- 処分の原因となる事実  
(1) 労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を実施したことで、令和4年9月に業務停止6か月の行政処分を受けた。  
(2) 令和5年9月に、労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を再度実施した。

## 関 連 条 文

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

（検査業者）

### 第五十四条の三

検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第 2 項から第 5 項まで 省略）

### 第五十四条の四

検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

### 第五十四条の六

（第 1 項 省略）

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（第 1 号 省略）

- 二 第五十四条の四の規定に違反したとき。

（第 3 号 省略）